

# 農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策）のうち 農山漁村発イノベーション等整備事業

【令和4年度予算概算要求額 10,215（9,805）百万円の内数】

## <対策のポイント>

農山漁村の自立及び維持発展に向けて、地域資源を活用しつつ、農山漁村における定住・交流の促進、農業者の所得向上や雇用の増大を図るために必要となる農産物加工・販売施設、地域間交流拠点等の整備を支援します。

## <事業目標>

- 農山漁村における施設整備による雇用者数の増加（300人 [令和5年度まで]）
- 6次産業化に取り組んでいる優良事業体数の増加（93事業体 [令和7年度まで]）

## <事業の内容>

### 1. 農山漁村活性化整備対策事業

- 都道府県や市町村が計画主体となり、農山漁村における定住・交流の促進、農業者の所得向上や雇用の増大等、農山漁村の活性化のために必要となる**農産物加工施設、地域間交流拠点等の整備を支援**します。
- 既存の活性化施設への、自然エネルギーを活用した発電施設や蓄電池等の追加整備を支援します。また、余剰電力の用途の多様化に必要な施設整備を支援します。

### 2. 6次産業化施設整備事業

- 農林漁業者等が多様な事業者とネットワークを構築し、制度資金等の融資又は出資を活用して6次産業化に取り組む場合に必要となる、**加工・販売施設等の整備に対して支援**します。  
なお、非接触・非対面での作業に対応した加工・販売施設等の整備も可能です。
- 既存の6次化施設への、自然エネルギーを活用した発電施設や蓄電池等の追加整備を支援します。

※下線部は拡充内容

## <事業の流れ>



## <事業イメージ>

### 農山漁村活性化整備対策事業

- **計画主体** 都道府県、市町村
- **事業実施主体** 都道府県、市町村、農林漁業者の組織する団体等
- **事業期間** 原則3年間（最大5年間）



農産物直売所



廃校を利用した交流施設



集出荷・貯蔵・加工施設

### 6次産業化施設整備事業

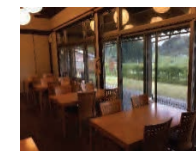
事業実施主体	事業内容
農林漁業者の組織する団体※1 中小企業者※2	・農林水産物等の加工、流通、販売等のために必要な施設 ・総合化事業又は農商工等連携事業の取組に不可欠な農林水産物等の生産を自らが行うために必要な施設等

※1 六次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画の認定が必要

※2 農商工等連携促進法に基づく農商工等連携事業計画の認定が必要



農産物処理加工施設



農家レストラン

【お問い合わせ先】 農村振興局地域整備課（03-3501-0814）